



武庫川大学  
研究推進基金の創設と  
寄付金募集のご案内

## 学長メッセージ



令和8年4月  
武庫川女子大学  
学長 高橋 享子

私どもは、校祖・公江喜市郎先生の「立学の精神」のもと、女子高等教育の道をきり拓いてまいりました。現在は13学部21学科を擁する総合大学へと発展を遂げましたが、社会の多様化や少子化の加速により、女子大学を取り巻く環境は急速に変化しています。

学ぶ意欲と力を備えたすべての方々を受け入れるために、私たちは令和9年度より大学を「武庫川大学」と改称し、全学部学科を共学化することを決断いたしました。

新たなビジョンは「ダイバーシティと研究力で未来をひらく」です。本学の最大の強みは、多様な専門知がキャンパスに集結している点にあります。これらすべてが横断的につながることで、既存の「疾患中心」の枠を超えた、人々の日常すべてを科学する「生活密着型・多職種連携研究」を推進します。世界の研究機関がまだ着手していない領域や、困難ゆえに諦められてきた課題に挑み、「どこにもない視点」から社会を改善する実装力を生み出すことこそが、本学の研究姿勢の核です。

基礎研究で得た知見を確かなエビデンスとして積み上げ、産業界との連携によって実用化（社会実装）へつなげる明確なロードマップを描いています。

研究成果が社会の中で「人々のサステナブル ウェルビーイングを向上させる力」となることが武庫川大学の使命です。

こうした自由で大胆な発想に基づく研究を継続し、加速させるためには、公的助成金だけでは成し得ない柔軟で機動力のある資金が不可欠です。そこで、若手研究者の育成や迅速な実験設備の整備を目的とした「武庫川大学研究推進基金」を創設いたしました。創立100周年に向け、伝統を継承しながら、未来をきり拓く唯一無二の研究拠点を目指してまいります。将来、「あの時のご支援が、この変革の始まりだった」と誇れる未来を、皆様とともに創りたいと願っております。何卒、温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。



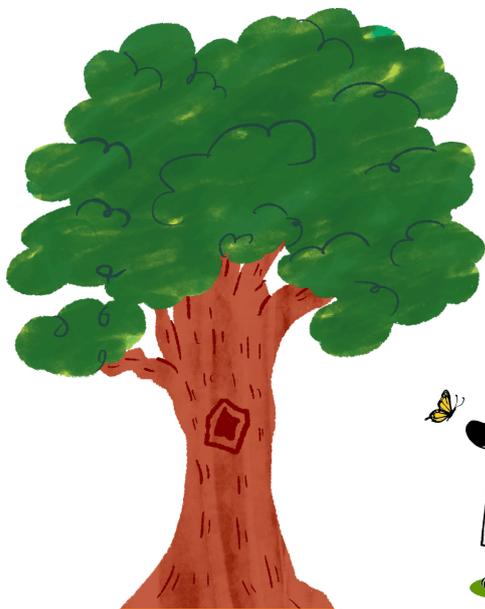
## 募金の目的

武庫川大学は、令和9年度からの皆学（共学化）を迎えるにあたり、「ダイバーシティと研究力で未来をひらく」大学となるべく、教育・研究体制の強化を進めています。多くの共学大学と競合する中で、研究力こそが本学の未来をひらく原動力であるという考えから、本基金を創設いたします。

本基金の目的を「研究活動の推進」と「大学院の振興」を大きな二本の柱として設定し、重点的に充実させてまいります。本学が未来に向けて大きく飛躍するため、皆様の温かいご支援とお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

SUPPORT TO  
MUKOGAWA UNIVERSITY





一本目の柱

研究活動の推進

二本目の柱

大学院の振興



**Jump**

重点研究への支援 地域課題の解決を通じた本学発の価値創造

**Step**

次代を担う研究者の育成 大学院生奨学金 研究者支援

**Hop**

研究基盤の整備 基礎研究の推進

## 基金の使途について

本基金は、まず研究活動を支える研究基盤の整備に重点的に活用いたします。「研究活動の推進」と「大学院の振興」という二つの柱を中心に据え、その中で取り組む内容については、社会情勢や学術の動向に応じて重点を見直しながら、段階的に充実させてまいります。また、本基金による研究活動の経過や成果は、ホームページにて公開しておりますので、ぜひご覧くださいませ。

## ご支援をお願いする金額

個人：一口 3,000円 ※口数、金額にかかわらず、お受けいたします。

法人：一口の金額は特に定めておりません。金額に関係なくご支援をお願いいたします。

## 返礼品

30,000円（10口）以上のご寄付をいただいた方には、感謝の気持ちを込めて「1年間の本学図書館利用権」を進呈いたします。また、鳴松会員の方については、M.I.C.申請手数料を免除いたします。

## お手続きについて



ご寄付をご検討の際は、本学募金ホームページよりお申込みいただけます。

ご不明な点やご相談がございましたら、募金ホームページ内のお問い合わせフォームよりご連絡ください。担当者より折り返しご案内申し上げます。

問い合わせ先

武庫川学院 経理部財務課

電話番号 : 0798-45-3752

メールアドレス : bokin@mukogawa-u.ac.jp

募金HP : <https://bokin.mukogawa-u.ac.jp/bokin80/>



# 税制上の優遇措置について

## ●法人の場合

損金算入にあたっては、「特定公益増進法人に対する寄付金」と「受配者指定寄付金」による方法があり、どちらかを選択していただく必要があります。

### 〈特定公益増進法人に対する寄付金〉

一般寄付金の損金算入限度額と別枠で損金算入することができます。

- ・この寄付金による損金算入は本学発行の領収書と文部科学省の「特定公益増進法人であることの証明書（写）」によって手続きをすることができます。
- ・上記の書類は、寄付金が本学に入金され次第お送りいたします。

### 〈受配者指定寄付金〉

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入することができます。

- ・本学所定の寄付申込書のほか、日本私立学校振興・共済事業団宛の寄付申込書が必要となります。（専用の用紙をお送りいたします。）
- ・免税手続きには、日本私立学校振興・共済事業団発行の「受領書」が必要です。事業団から発行され次第お届けいたします。
- ・当該決算期に損金処理をされる場合、諸手続きの関係上、決算日の2か月程前までにお手続きをお願いいたします。

## ●個人の場合

税制上の優遇措置には、税額控除制度と所得控除制度の二通りの方法があります。どちらか有利な方を選択していただき、確定申告の際に必要な書類を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の控除を受けることができます。詳細は所轄の税務署にお問い合わせください。

参考) 課税所得が500万円の方が10万円寄付いただいた場合

### 【所得税の控除】

#### 税 額 控 除

寄付額 限度額 控除率 減税額  
(10万円ー2千円) × 40% = **39,200円**

所得税率に関係なく減税額は直接所得税より控除（25%が限度）

#### 所 得 控 除

寄付額 限度額 所得税率 減税額  
(10万円ー2千円) × 20% = **19,600円**

所得税率：課税される年間所得額に応じて5～45%  
所得金額に応じた税率を掛けて控除が決定

or

### 【住民税の控除】

寄付額 限度額  
(10万円ー2千円) × 住民税控除率

現在、本学が条例により指定されている自治体：兵庫県、西宮市

住民税控除率：都道府県の指定は2～4%、市区町村の指定は6～8%、双方に指定されている場合は、10%となります。詳細はお住まいの自治体のHPなどでご確認ください。

## ■寄付金控除には確定申告が必要です。

- ・申告に当たっては、本学が発行する領収書と「特定公益増進法人であることの証明書（写）」・「税額控除に係る証明書（写）」を所轄税務署へご提出ください。手続きに必要な書類は、寄付金の入金が確認でき次第、ご送付いたします。（領収書の裏面に証明書（写）がありますので、ご注意ください。）
- ・ご家族に本法人が設置する各学校に入学または受験を予定されている方がおられます場合は、文部科学省通知により、賜りました寄付金は寄付金控除の対象外となりますので、あらかじめご了承ください。
- ・寄付金における税額控除または所得控除の対象年は、領収証の発行日の属する年（1月～12月）が対象となりますのでご注意ください。
- ・領収書の発行時期は、払込方法によって異なりますのでご注意ください。
- ・都道府県や市町村からの求めにより、寄付者名簿を提出することがありますのであらかじめご了承ください。ようお願ひ申し上げます。寄付者名簿には寄付者氏名・住所・寄付金額・寄付金受領日等を記載いたします。